

東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する

第 1 次要請

平成 23 年 4 月 14 日

東日本大震災復興・再建対策 J A グループ中央本部

3 月 11 日に発生した東日本大震災はわが国観測史上最大であり、津波の被害が広範な地域に甚大な影響を与え、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などこれまでの震災とは全く異なるものである。

特に、農林水産業が地域経済を大きく支えている地域では甚大な影響が出ており、津波による被害の影響は計り知れず、復旧・復興には相当な時間と労力が必要となる。

また、この未曾有の地震と津波による被害に加えて発生した東京電力福島第一原発事故は、未だ収束の見通しが立っていない。政府・東京電力の対応が極めて不十分ななか、農業関係者の経済的損失と精神的苦痛は限界を超えており、今後の将来展望を描くことができず、東北・関東の農業そのものの存立が脅かされている状況にある。

被災地域は我が国有数の食料基地である。J A グループは、今後とも、国民生活に不可欠な安全・安心な食料の安定供給を図るため、被災地域の農業の復興・再建に全力で取り組む所存である。このことは、農業が地域経済の核である被災地域全体の復興・再建に繋がるものでもある。

こうした被災地域の農業および地域全体を復旧・復興させるためには、東日本大震災の甚大な被害や特殊性等を踏まえ、これまでの前例にとらわれず、大胆な対策を相当なスピード感をもって措置し、実行に移すことが不可欠である。

このため、J A グループでは、東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策として、政府による抜本的かつ強力な取組みを強く要請する。

なお、今回は、第 1 次要請であり、今後、現場の復旧に応じて、復興に向けた要請をさらに追加・具体化していく。

Ⅰ 要請の基本的な考え方

1. 希望・期待の持てる復興・再建に向けた基本方針の早期策定

- ① 経済的・精神的に深刻な状況に追い込まれている被災者すべてが希望・期待をもって復興に取り組めるよう、国は早急に復興・再建に向けた「基本方針」を示すこと。
- ② 復旧・復興に当たっては、政府による一元的な体制の整備と、地域・関係産業の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

2. 新しい活力ある地域づくりに向けた農業・農村およびJAの復興・再建等に対する抜本的な対策の構築

- ① 復興・再建に向けては、現状回復にとどまらず、新しい活力ある地域づくりをコンセプトに取組むこととし、その中では地域の重要産業である農業およびその根幹を支えるJAを一つの核として位置付け、当該地域の重要な基盤強化対策として農業・農村およびJAに対する万全かつ抜本的な対策を措置すること。
- ② 復興・再建の核となる農業については、被災後から生産・経営の安定までに長期間を要するなどの特殊性をふまえた万全な補償と経営再開支援対策を措置すること。
- ③ 国による農地や債権の買い上げなど、前例にない万全な予算・税制・金融対策の措置により、農業・農村の早期復旧・復興の道筋をつくること。

「新しい活力ある地域」づくりにおける 農業・農村のコンセプト（イメージ）

- 災害に強い農業・農村の基盤づくり
- 将来にわたって成長できる活力ある農業づくりと担い手の育成（農地の集約・規模拡大、先進技術の導入など）
- 被災地域の資源を最大限活用した農業・関連産業の発展
- 食料自給率向上を支える地域として復活・発展
- 地域におけるライフラインとしてのJAの再建と役割発揮

3. 原発事故災害の早期終息、あらゆる損害・風評被害に対する万全かつ早期の賠償・補償の実現

① 原発事故により農業者およびそれに係る関係者は多大な損害を被り、かつ、被害は拡大している。これにより農業者等の当面の生活・経営が脅かされ、将来に向けた不安は計り知れないものになっていることから、早期の補償意思の表明と、迅速な補償内容を明確化し、一時金の支払いを含め、全ての被害に対する全額補償を早期に行うこと。

また、政府・東京電力は、当該災害の早期終息とともに、被災地域が満足・納得する誠実な対応に努めること。

② 原発事故による退去、出荷・作付制限、風評被害等により、農業等において極めて甚大かつ広範囲に損害がでており、これら全てに対して被害者が納得できる賠償を受け、早期に被災者・関係事業者が通常的生活・事業等に戻れるよう、国としての万全かつ責任ある対応をとること。

4. 農業者を含む被災者の生活・経営再建に対する早急かつ万全な復旧対策の措置

① 被災地の農業の早期復旧に向けて、農地・用水路・共同利用施設等の整備を早急に図るとともに、従来の枠にとらわれず、国の支援を拡充すること。

② 農業者を含む被災者の生活の改善および経営再開支援対策が、迅速かつ万全に行われること。

③ 地域社会・経済を支えるJAの復旧・再建に向けて、万全な対策と支援を行うこと。

④ 国民生活に不可欠な食料の安定供給を担っていること、一時的な生産停止等の影響が長期に収量・品質等に影響することなどの農業の特殊な事情を勘案し、農業者および関連産業に対する不足している燃料・生産資材等の確保や、計画停電・電力制限への万全な対応を措置すること。

II 具体的な要請事項

1. 復興対策

(1) 農業・農村の復興に向けた復興計画づくりとJAの参画

政府は、今回の震災により壊滅的な影響を受けた農林水産業をはじめ地域全体を復興させるために、これまでの前例にとらわれず、かつ大胆な対策を実行するための基本方針を早急に示すとともに、予算、税制など万全な措置を講じること。また、そのために、省庁の枠を超えた政府の体制づくりを行うこと。

また、基本方針に基づいて、県や地方自治体が策定、推進すべき復興計画等の検討にあたっては、農業・農村の位置づけを明確にし、JAグループなど関係者がその計画の検討に参画するとともに、復興計画の策定・実行にあたっては、政府が全面的に支援を行うこと。

(2) 活力ある農業づくりに向けた農地基盤整備の実施

① 農地の利用・整備計画の策定等

被災した農地の被害状況を早期に把握するとともに、支援の重点化・加速化をはかるため、再生可能な農地と不可能な農地の線引きを行うこと。再生可能な農地については、地域の農業者・関係者が参画した新たな営農ビジョンの策定とともに、地域実態に応じた農地の利用・整備計画を策定すること。

あわせて、線引きの実行を担保するための法制度等を整備すること。

- ア 特別立法措置（阪神大震災；被災市街地復興特別措置法の制定）
- イ 特区への指定（大胆なゾーニングの推進）

② 被災農地等についての国による支援措置

再生可能な農地については、農地の再生とともに、将来の地域の担い手に農地を集積するため、国が弾力的に農地を買上げ、その土地を希望農業者に貸付けるなど、国による支援措置を講ずること。

線引きにより実質使用が不可能と判定された農地に対して、国による買上げや転用手続きの緩和など特例措置を講ずること。

また、移転等により農業再開を希望する農業者に対して、一定規模の代替農地を提供（換地）するなどの支援を行うこと。

③ 農地の復旧期間等における農業者の所得等の補償

農地の復旧や代替農地の取得までには、相当な期間を要し、その間は休業状態になるとともに、離農する農業者も出てくるのが想定され、こうした農業者の生活・経営の再建が困難になることから、所得を確保するための万全な休業補償や雇用対策等を講じること。

④ 復旧農地が回復するまでの万全な補償の継続

津波による塩害等の被害で受けた農地が復旧しても、その農地における収穫量や品質が回復するまでには、相当な期間を要することから、中長期的な枠組みで補償や対策を講じること。

(3) 被災農業者・農地等に対する税制特例

① 農業者を含む被災者の各種税負担の大幅な軽減

農業者を含む被災者にかかる各種税負担については、大胆に免除・軽減の措置を講ずること。

- ア 災害減免法の所得制限の見直し
- イ 住宅等の損失の雑損控除の特例
- ウ 被災した事業用資産の損失の特例(繰戻し還付、繰越し期間の延長)
- エ 被災農業者による農地譲渡にかかる所得の特別控除額の引き上げ
- オ 被災により実質使用不能になった農地等にかかる固定資産税の免除
- カ 復旧の必要性のある被災農地等にかかる固定資産税の減免
- キ 被災農地等から代替取得した農地等にかかる固定資産税・登録免許税の減免等

② 被災農地の農業所得等の免税措置

津波の被害を受けた農地について、農地として再生可能とされたとしても、収量や品質の回復・安定には相当な期間を要し、所得の安定と農業経営の再建には更なる時間がかかるため、そのような農地で生じた農業所得に関しては当面の間（5年程度）免税とすること。

③ J Aグループの各種支援にかかる税制上の特例

今回の被災地域経済の復旧・復興には、当該地域の重要な産業である農林水産業の再生が不可欠であり、その中核になるJ AグループやJ Fグループ等の協同・総合力を発揮した取組みによる復旧・復興支援活動は極めて重要な取組みとなる。このことから、当該団体が実施している見舞金（義援金）や募金、支援物資の提供などについて、税制の特例措置を講ずること。

- ア 被災J A等の長期の復旧・復興への支援として、全国のJ A等が拠出した分担金について現行の通達をこえての損金算入を認めること。
- イ J A役職員や組合員などを対象に実施している募金などが、特定寄附金に準じた扱いにすること。

2. 原発事故対策

(1) 政府による原発事故に対する万全な対応

① 原発事故の早期終息と政府等による被災者への対応強化

原発事故およびそれに伴う農業等に対する被害を早期に終息させること。

これまでの政府・東京電力の対応は、被災者等に対して、極めて不十分と言わざるを得ず、今後、誠実・迅速・透明性のある対応をとること。まずは、早急に損害を受けた農業関係者等に全ての損害に対する補償意思を明確化にすること。

賠償に関しては、国として、被災者・関係事業者に十分配慮し、積極的かつ責任ある対応をとるとともに、政府・東京電力それぞれの責任の範囲を早急に明確に示すこと。

② 原発事故に対する適切な予算等の措置

原発事故の被災地域の農業・農村およびJAの復興・再建については、既存の農業関連予算に影響を与えることなく、確実な予算・税制等の措置をとること。

(2) 出荷停止等に対する万全な補償

① 出荷停止・作付制限等の補償対策

出荷停止・作付制限等の被害を受けた生産者や関係事業者に対して、万全の補償を行うこと。

また、出荷自粛した農畜産物や、それに係る廃棄費用、独自検査費用、手当済みの資材費用など間接的な被害等についても同様に万全の補償を行うこと。

これらについて、早急に補償内容等を明確にするとともに、一時金等を迅速に支払う特別措置を講じること。

② 風評被害防止対策と被害への補償対策

出荷停止対象以外の農畜産物については、流通業者の買い控えなど連鎖的な風評被害を防止するため、行政への指導ならびに消費者、流通・小売業者等の食品関係者に飲食摂取にかかる適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

また、風評被害を防止するためにも、検査未実施品目については、検査計画を予め公表の上、検査を早期に実施すること。

なお、風評被害が発生した場合は、価格下落等を含め、その被害について万全の補償を行うこと。

③ 放射性物質の適切な検査の実施と公表等

政府の責任において、放射性物質の検査・判定ならびに公表を国内外で公平かつ適切に行うこと。

出荷停止を指示された地域においては、早期に出荷再開ができるように、停止の指示解除のための放射性物質の検査・判定を計画的かつ頻繁に行うとともに、停止の指示を解除した場合は、消費者等に対して速やかに分かりやすく情報提供し周知徹底すること。

また、作付制限や収穫・出荷時における検査等に係る対処方針の明確化・決定および関係者への周知徹底については、現場に混乱をきたさないよう、速やかに行うこと。

④ 出荷停止等に伴う農畜産物の廃棄への対応策の整備

出荷停止・自粛に伴う原乳・野菜の廃棄を余儀なくされているが、その廃棄が大量かつ長期化しており、廃棄方法が深刻な問題となっていることから、早急に当該問題に関する対処方針を国が示し、生産者など関係者に周知・徹底すること。

(3) 退避地域に対する万全な補償等

① 避難者に対する当面の補償対策

退避地域の設定により、営農が継続不可能となっていることから、該当地域の農業者等に対しては、早急に補償内容を示すとともに、休業補償や出荷不可能な農畜産物・家畜等に対する補償に万全を期し、一時金等を迅速に支払うこと。

② 避難者に対する営農再開に向けた補償対策

退避地域においては、今後、農地の安全性確保等に時間を要し、長期間の休業状態になることが想定されるため、こうした農業者に対しては、長期間の休業補償および雇用対策を講じること。

③ 原発事故により休業等をしている事業者への補償対策

原発事故により休業や制限区域外営業等を余儀なくされているJA・厚生連病院などの事業者に対する万全な補償を行うとともに、また、原発事故関係を雇用調整助成金の対象にするなど職員の給与支払いの確保等を図るための緊急支援を行うこと。

④ 原発事故被災地域の農地・農産物の安全確保対策と補償対策

政府の責任において、再生産に向けた農地の安全性確認や土壌汚染の除去、土壌入れ替え、別作物の作付推進など、農地・農産物の安全性確保を図ることができる復旧対策に万全を期すこと。

また、収量・品質の低下や低価格作物の生産等に伴う、生産者の所得減少に対する万全な補償を行うこと。

作付制限地域に指定されていない近隣の地域においては、万全な農作業安全を確保するための対策を講じること。

3. 復旧（緊急）対策

（1）被災地域の復興に向けた産業基盤の早急な整備

被災地の農業の早期復旧に向けて、農業生産基盤である農地・用水路・共同利用施設等の復旧作業を早急に実施すること。

また、当該復旧事業については、農業が地域経済の中核を担っているという地域性や、我が国の歴史上前例のない大規模・広範囲の災害であること等の特殊性をふまえ、地元負担が限りなくゼロに近くなる形で支援すること。

- ア 被災農地等における早急な被害状況の確認、土砂・瓦礫等の撤去、除塩作業の実施、必要な機材・資材の支援
- イ 農業施設・農業共同利用施設・関連工場等の早急な改修の実施（復旧不可能な施設については、早期撤去と代替施設の設置）
- ウ 農地等の災害復旧事業における国負担の嵩上げ（9~10割へ）
- エ 農業共同利用施設の災害復旧事業は地域産業振興に位置付け、これまでの実績を超える国負担の実施（共同利用施設関係の実績は5割。地域産業振興の観点で9割負担した実績もある）

（2）被災者の復興に向けた経営基盤の万全な整備

① 被災者に対する国による債権・債務の整理

壊滅的な被害を受けた農業者など被災者が、経営基盤を立て直すとともに、取引先である地域企業・金融機関等の経営の安定・円滑な取引の復興等を図るため、国が壊滅的な被害を受けた被災者に関する債権・債務を整理すること。

被災時点の債務のうち生活・事業の再建を図る上で返済が困難な部分について、政府機関等による買い上げを実施し、超長期に渡り返済を棚上げし、自己資金の確保と実質的に事業者の自己資本として活用できる枠組みの整備

② 事業者に対する当面の雇用確保と休業補償

農地等の損壊に伴い、農業再開に時間を要する農業者などの事業者については、事業再開までの未収入期間が長引くことで、生活・経営再建が難しくなることから、当面の収入確保に向けた農業復興等に関する公共事業での雇用の確保と、雇用機会が得られるまでの間の休業補償を行うこと。

- ア 被災地域経済の回復のためにも、地域農業の復旧に係る作業で被災事業者等を活用するよう、復旧事業における地元雇用の義務化
- イ J A等で緊急・一時雇用した場合の助成の実施。
- ウ 多くの高齢な被災農業者に配慮した雇用等における対策の措置
- エ 失業保険等がない事業者についての休業補償の創設

(3) 被災農業者の再建に向けた生活・経営再開支援

① 被災農業者の事業用資産の取得・改修等の支援

農業者を含む被災事業者の事業再建に不可欠な事業用資産（農業機械、同格納庫、作業場等）の取得・改修等に対する万全な支援を行うこと。

- ア 被災者生活再建支援制度等の対象拡大の特例措置（作業場・園芸用施設・農業用機械等の対象化、半壊世帯・浸水世帯等の対象化）。
- イ 倉庫・作業場などの営農に必要な事業用資産の整備に向けた国による被災者対応のリース事業の措置（リース料は、経営安定が図れた時点で支払が始まるようにする弾力的な措置が必要）
- ウ 事業用資産についてレンタルで営農を再開する場合への支援

② 被災農業者への経営再建支援

被災農業者の経営再建が迅速かつ十分に図られるよう、万全な補償を措置すること。

- ア 無担保、無保証、無利子融資制度の創設
- イ 既往債務に対する金利の減免、償還期間の延長等
- ウ 天災融資法やセーフティネット保証などの災害補償の充実（無保証、金利引下げ・無利子化、償還期間・据置期間の延長、限度額の引き上げ、今回の震災用の大規模な別枠の設定、補償金の前倒し支給）
- エ 農業関係の共済・年金の掛金免除等
- オ 被災農地・倉庫にかかる固定資産税の免除等
- カ 保証保険制度の拡充による金融機能の円滑化（信用保証協会 100%保証の継続、農業信用基金協会の 100%再保険の実現等）

③ 被災に伴う収入減少・コスト増等に対応した所得補償等

作付、収穫、出荷の遅延・中止に伴う当面の収入を確保できない農業者が増加するとともに、震災による資材の損失・値上がり等により費用負担の増嵩に苦しむ農業者の増加が懸念される。被災地の農業者の経営安定が図れるよう、万全な所得補償等を行うこと。

- ア 農業共済における評価額の全額補償と、農業共済協会への国からの支援の強化
- イ 津波等の被害による作付不能水田等に対する特例措置の創設
 - ・作付不能でも転作とみなし特例的に米の所得補償交付金を交付（調整水田の不作付地の改善計画の認定）
 - ・水田活用の所得補償交付金の特例交付（産地資金の融通含む）
 - ・畑作物の所得補償交付金の営農継続支払の特例交付
 - ・被災水田・畑地に対する再生利用加算の適用
- ウ 所得・経営安定対策における被災地への特例措置（補償額・率の引き上げ、農業者・地方負担の減免、地域毎の補償額等の算定、補償対象の要件緩和等）
- エ 補助事業等への申請・報告手続きの期限延長・簡素化
- オ 農畜産物の廃棄や使用不能になった事業資産の処分に係る費用の補填の実施

(4) 被災地の農業生産の維持・確保対策

① 燃料・生産資材の安定供給の確保

食料の安定供給を確保する観点から、農畜産物に係る生産、集出荷、処理・加工、生産資材の製造・配送等に係る燃料・電力や必要な原料等については優先確保を図ること。

燃料や電力等の優先確保を求める農業関係施設等の例
肥料・農薬・種子・育苗用資材の製造・輸送、低温保管倉庫、コントリーエレベーター、GPセンター、と畜場、食肉・食鳥処理場、飼料工場・飼料ストックポイント、港湾施設・サイロ・倉庫、レンダリング施設、乳業工場、紙パックなどのパック製造、ハウス、集出荷場、選果場、酪農 など

② 計画停電・電力制限対策

計画停電のため、生乳の廃棄が行われたが、今後、こうした農業者の努力を無にするとともに、命の糧である食べ物を無駄にすることがないように、夏場に想定される計画停電・電力制限においては、食料・農業分野に対して十分な配慮をすること。
あわせて、自家発電機の導入促進支援を早期に取り組むこと。

③ 国産農畜産物の安定供給対策

米をはじめ多くの品目で被災地域は、日本の重要な食料供給基地であり、これらの産地からの農産物の供給が減少せざるを得ないなかで、国産農畜産物の安定的供給を図れるよう、万全な対応を措置すること。

ア 米など、国産農畜産物の安定供給に影響がないことを政府が表明
イ 23年産米の安定供給対策
・作付可否の確認と該当農業者への早期周知と徹底
・生産数量目標の確保に向けた県内・県間調整の早期実施
ウ 夏場の需給ひっ迫を防ぐための被災していない都道府県での生乳増産の奨励
エ 国産青果物の安定供給に向け、緊急的に出荷先の変更等の対応を行うことへの支援・補てんの実施
オ 国産農畜産物の安定供給を図るために、生産資材等を代替地から輸送すること等への支援の措置

(5) 地域農業・経済・社会を支えるJA等の再建

① 被災JA・連合会の施設・店舗改修等への支援

JAの施設・店舗等は、地域の農業・社会・経済の拠点であることから、被災地域のJA施設・店舗等については、復興計画に基づき、その復旧・再建に係る万全な支援を行うこと。

また、当該地域の農業およびJAを支えている連合会等の被災した施設等についても、同様な支援を行うこと。

ア 被災JA・連合会の施設等に対する復旧事業の措置
(復興計画に基づく、JAの施設等の改修・新設)

イ JA・連合会の被災施設等に係る税制特例の措置

- ・ 損壊した施設の固定資産税の免除、評価額の見直し
- ・ 事業用資産に係る修繕費・引当、補修費等の損金算入の特例措置
- ・ 被災した建替え等の登録免許税、不動産取得税の減免
- ・ 被災した固定資産等の代替取得にかかる特別償却、税額控除
- ・ 印紙税・事業所税の免除 等

ウ 保険が付保されていない部分の政府等の補償の実施

エ 壊滅的な被害を受け、その場所での事業再開が困難な場合、その被災施設・土地の国による買い上げ、新たな施設・土地の貸付け

② 被災JA等の施設内にあった保管米穀などへの補償支援

被災したJAの倉庫には、生産者より販売委託された米・麦・大豆等の農産物があったが、これらにも相当な被害が出ており、この被害は生産者に甚大な損害をもたらすことから、生産者救済の観点から、国による万全な支援を行うこと。

ア 津波等の被害を受けた逸失・濡損米穀等への損害補償および使用不能となった米穀等の廃棄等処理費用に対する補償

イ はい崩れ等で破損した米穀等に対する農産物検査法の弾力的運用
(再包装・再検査等)

ウ 倉庫に保管していた保管農産物、種子、農機、配送資材等に対する補償の実施

③ 再建を促進するための被災JAの経営支援対策

被災に伴い厳しい経営状況になると見込まれるJAの再建を図るため、万全な経営再建対策を措置すること。

あわせて、復旧下での円滑な事業展開を進めるための制度緩和等を行うこと。

- ア 各種納税の免除および、社会保険料の免除
- イ その他の税制等の特例措置
 - ・貸出金や購入未収金等に係る引当の無税償却または税額控除
 - ・欠損金の税務上の繰越期限の延長または税額控除の繰越と、繰戻し還付
 - ・債権放棄・売却による税務上の損失処理の弾力化
- ウ 円滑な事業展開に必要な各種制度の弾力化
 - ・各種事務手続きの弾力化・簡素化（許認可の自動延長など）
 - ・行政検査の弾力的実施（当面の間は実施しない）
- エ 被災地域住民の利便性を重視した員外利用規制等の緩和（復興期間中は被災JAや避難住民受入JA等では適用しない）
- オ 行方不明者等の権利・義務に関する特例措置
- カ 補助金返還義務の免除

④ 被災JAの経営基盤強化対策

当面、被災地域の経済等厳しくなると見込まれる中で、地域金融機関として持続的に機能発揮ができるようにするため、被災JAの経営基盤の強化に向けたセーフティネット制度の弾力的運用を図ること。